

西尾市学校給食用物資の納入業者の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西尾市内の学校給食において使用する物資の納入業者の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請者の資格)

第2条 西尾市学校給食用物納入業者として登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める西尾市納入業者登録審査基準に定める要件のいずれも満たすものとする。

(登録の種別及び登録期間)

第3条 登録の種別及び登録期間は、次の表に掲げるとおりとする。

種別	登録期間
定期登録	西暦奇数年を基準とした2年ごとの4月1日から2年間
随時登録	登録日から当該登録日の属する定期登録の登録期間の末日まで

(登録申請)

第4条 申請者は、登録期間が始まる日の前日までに、西尾市学校給食物資納入業者登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が法人の場合にあっては、法務局が発行した登記事項証明書、申請者が個人の場合にあっては、申請者の本籍地の市区町村が発行した身分証明書
- (2) 市税等に滞納がないことを証する書類の写し
- (3) 営業に関する許可、登録等を受けることとされている場合は、当該許可、登録等を受けていることを証する書類の写し
- (4) 食品衛生法に基づく食品営業許可を有する場合は、保健所の食品衛生監視の結果が良好（概ね80点以上）であることを証する書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

2 市内で給食用物資の製造又は販売を取り扱う者が納入組合（以下「組合」という。）を組織し、組合及び各組合員が第2条に規定する資格を満たすときは、組合として申請することができる。この場合において、申請者である組合は、申請書に各組合員に係る前項各号に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(審査の実施)

第5条 前条の登録申請の審査は、教育庶務課が行う。

2 審査は、西尾市納入業者登録審査基準に基づき、原則として書類審査により行う。ただし、新規申請者、検収不合格品を納入したことがある者等については、必要に応じて事業所等の実態調査を行うものとする。

3 教育庶務課長は、前項の審査結果を教育長に報告し、教育長は登録の適否を決定するものとする。

(登録業者の決定)

第6条 教育長は、前条第3項の規定により登録の適否を決定したときは、その旨を西尾市学校給食物資納入業者登録決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の場合において、登録しないと決定したときは、その理由を付さなければならない。

(登録資格の取消し等)

第7条 教育長は、登録の決定を受けた者が誠実に物資を納入しないことその他の理由により不適格であると認めたときは、登録を取り消すことができる。

(情報提供)

第8条 教育長は、申請者から同意を得たときは、保育園・幼稚園の給食用物資納入業者の登録事務担当課へ申請書及び添付書類の写しを提供することができるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。